沖縄県の給与・定員管理等の状況について

1　総括

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和２年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）平成30年度の人件費率
令和元年度	人 1,481,547	千円 703,078,586	千円 3,061,176	千円 198,850,033	% 28.3	% 27.9

(2)　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）都道府県平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和元年度	人 21,365	千円 96,451,410	千円 18,242,238	千円 37,610,645	千円 152,304,294	千円 7,129	千円 7,164

（注）１　職員手当には、退職手当を含まない。
　　　２　職員数は、平成31年４月１日現在の人数である。
　　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

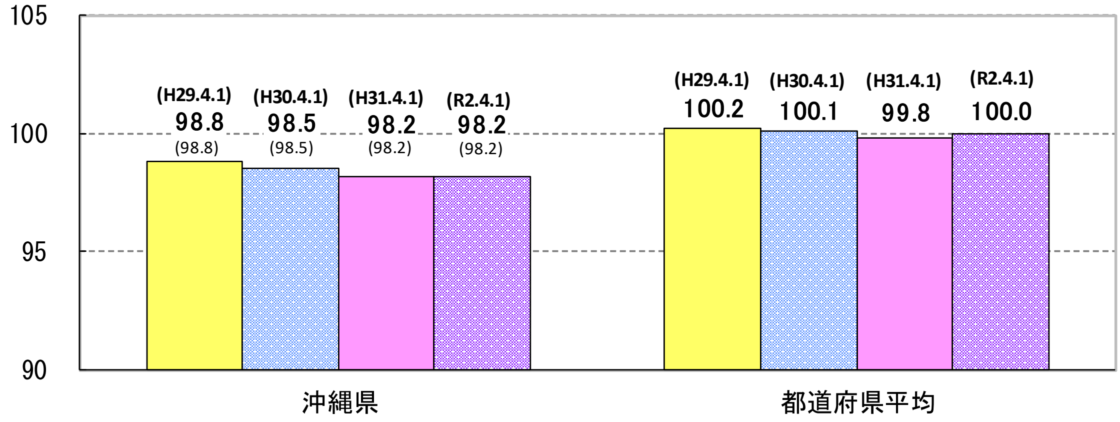

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　　２　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4)　給与改定の状況

①　月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）		
令和２年度	円 346,806	円 346,882	△76円	% △0.02	% 0	% 0

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会の勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告（改定月数）	
令和２年度	月 4.43	月 4.45	月 △0.02	月 0	月 4.45

（参考）国の年間支給月数
月 4.45

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑸ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
[(実施) 未実施]
実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年４月１日
（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
初任給等は引き下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大４％程度引下げ。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表⑴以外の給料表において見直しを実施。
新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、４年間(平成31年３月31日まで)の経過措置を実施。

②地域手当の見直し
実施内容

（支給割合）国基準と同率で設定。
（実施時期）平成27年４月１日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

③その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。
(実施時期) 平成27年４月１日

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

⑴ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和２年４月１日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
沖縄県	40.8 歳	311,021 円	374,312 円	342,207 円
国	43.2 歳	327,564 円	―	408,868 円
都道府県平均	42.8 歳	324,055 円	413,722 円	366,268 円

② 技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
沖縄県	55.5歳	218人	348,993円	399,840円	376,924円	－	－	－	－
うち運転士	55.4歳	47人	347,326円	398,191円	380,854円	自家用乗用自動車運転者	54.4歳	225,500円	1.77
うち用務員	57歳	51人	354,773円	378,360円	372,594円	用務員	55.9歳	207,900円	1.82
うち農業技術補佐員・農林水産技能員	54.8歳	62人	340,215円	408,527円	376,468円	－	－歳	－円	－
うち介助員	56.3歳	18人	361,272円	386,967円	379,911円	－	－歳	－円	－
うち電話交換士	53.9歳	6人	352,917円	360,914円	352,917円	－	－歳	－円	－
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	－	－歳	－円	－
うち土木整備員	55歳	8人	342,913円	381,091円	369,850円	－	－歳	－円	－
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	守衛	58.1歳	232,000円	非公表
うち調理員・調理士	54.5歳	24人	354,554円	448,298円	382,950円	調理士	44.2歳	206,600円	2.17
国	50.9歳	2,319人	287,283円	－	328,862円	－	－	－	－
都道府県平均	53.6歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	－	－	－	－

区　分	参　考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
沖縄県	－	－	－
うち運転士	6,436千円	2,948千円	2.18
うち用務員	6,238千円	2,862千円	2.18
うち農業技術補佐員・農林水産技能員	6,409千円	－千円	－
うち介助員	6,380千円	－千円	－
うち電話交換士	6,012千円	－千円	－
うち印刷技士	非公表	－千円	－
うち土木整備員	6,263千円	－千円	－
うち守衛	非公表	3,158千円	非公表
うち調理員・調理士	7,102千円	2,767千円	2.57

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成29年から31年までの３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③　高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	44.6 歳	381,342 円	428,341 円
都道府県平均	44.8 歳	372,601 円	430,717 円

④　小・中学校（幼稚園）教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.8 歳	359,172 円	403,035 円
都道府県平均	42.4 歳	356,917 円	410,239 円

⑤　警察職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
沖縄県	38.4 歳	322,471 円	435,691 円	357,241 円
国	41.4 歳	319,832 円	－	378,311 円
都道府県平均	38.4 歳	323,548 円	456,572 円	371,763 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和２年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

⑵　職員の初任給の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分		沖縄県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	－
	中学卒	139,900 円	－
高等学校教育職	大学卒	204,000 円	－
	高校卒	177,400 円	－
小・中学校教育職	大学卒	204,000 円	－
	高校卒	180,000 円	－
警察職	大学卒	208,600 円	211,400 円
	高校卒	173,400 円	173,400 円

⑶　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和２年4月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,555 円	359,044 円	382,833 円	403,549 円
	高校卒	221,388 円	286,327 円	344,186 円	368,427 円
技能労務職	高校卒	－　円	－　円	341,300 円	357,750 円
	中学卒	－　円	－　円	335,600 円	357,667 円
高等学校教育職	大学卒	301,520 円	395,054 円	420,556 円	434,972 円

	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
小・中学校教育職	大学卒	302,768 円	385,806 円	410,714 円	422,930 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
警　察　職	大学卒	283,781 円	374,945 円	404,197 円	416,450 円
	高校卒	257,981 円	348,256 円	377,769 円	399,869 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

⑴　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事又は技師の職務	603人	12.8%	146,100円	247,600円
２級	主任の職務	1,187人	25.3%	195,500円	304,200円
３級	主査又は主任技師の職務	507人	10.8%	231,500円	350,000円
４級	１　班長又は主幹の職務 ２　高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,197人	25.5%	264,200円	381,000円
５級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	803人	17.1%	289,700円	393,000円
６級	課長又は副参事の職務	257人	5.5%	319,200円	410,200円
７級	困難な業務を行う課長の職務	48人	1.0%	362,900円	444,900円
８級	統括監又は参事の職務	62人	1.3%	408,100円	468,600円
９級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	31人	0.7%	458,400円	527,500円

（注）１　沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

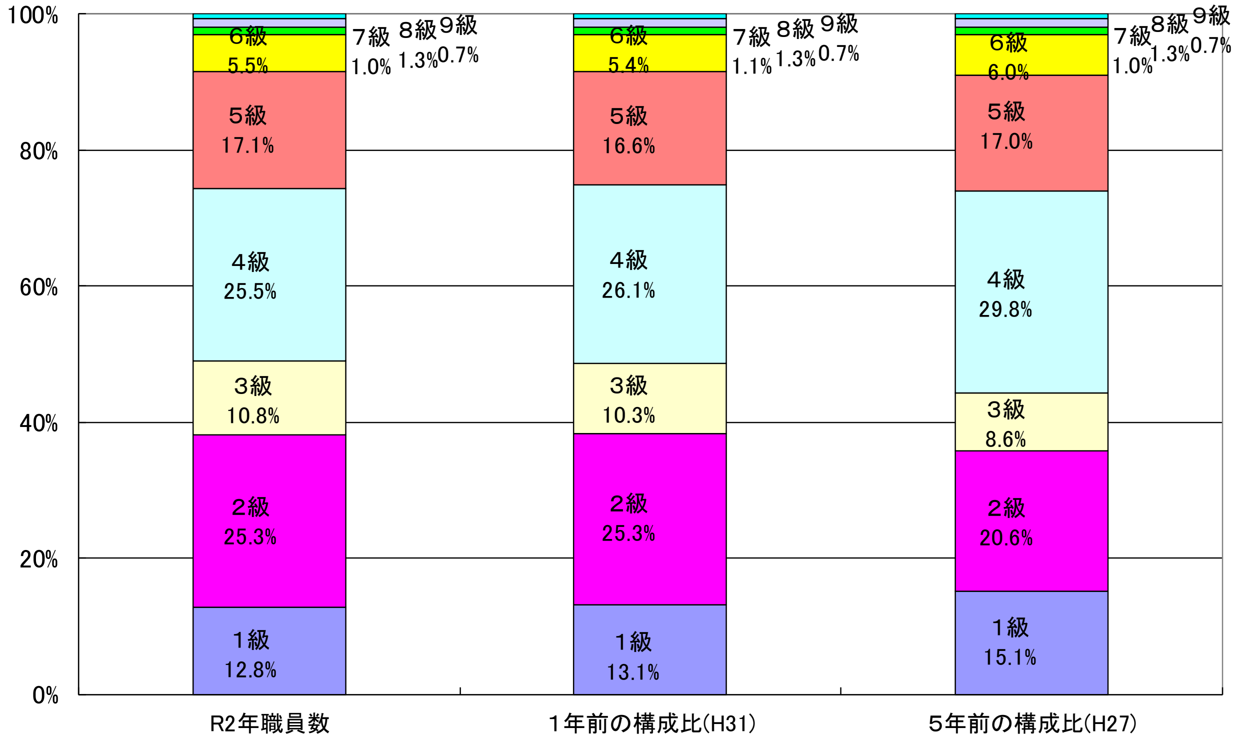

⑵　国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和２年４月１現在)

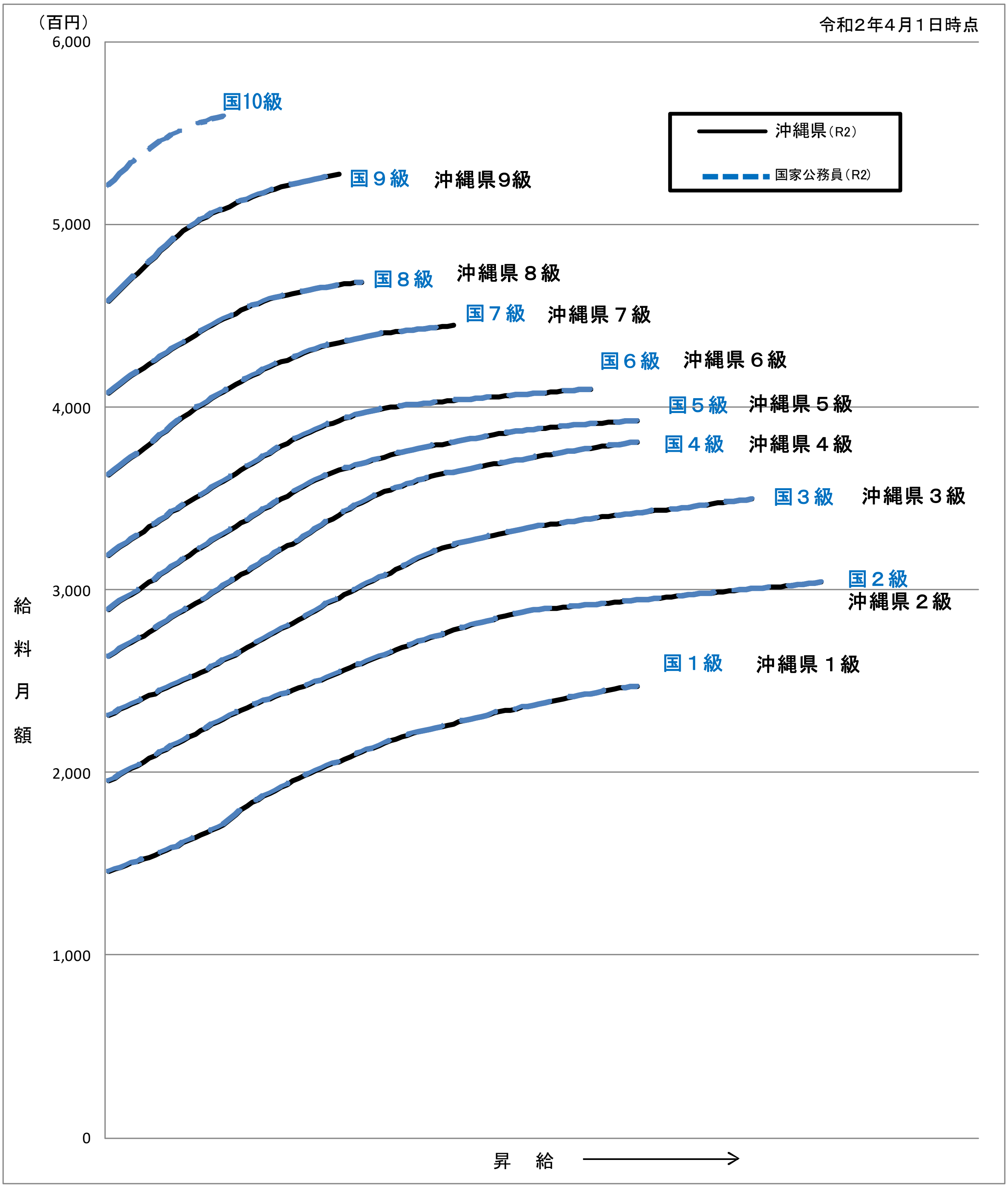

⑶　昇給への人事評価の活用状況（沖縄県）

令和２年４月１日から令和３年４月１日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分		○		○
	上位、標準の区分				

標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

⑴　期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,512千円	－
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 (1.45)月分　(0.9)月分	（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.90 月分 (1.45)月分　(0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役 職 加 算　５％から20％まで 管理職加算　10％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役 職 加 算　５％から20％まで 管理職加算　10％から25％まで

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．　人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

⑵　退職手当（令和２年４月１日現在）

沖縄県	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％から45％までの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額 5,918千円　20,854千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％から45％までの割合の額を加算）

備考　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

⑶　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			63,741千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			827,805円
支給対象地域	支給率	支給対象人数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0%	47人	20.0 %
大阪市	16.0%	5人	16.0 %
名古屋市	15.0%	1人	15.0 %
広島県呉市	4.4%	1人	－ %
医師・歯科医師	16.0%	22人	16.0 %
平均支給率	0.07%	－	0.06 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.2 （98.2）

（注）　１　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

２　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率により算出。））

⑷　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）				1,245,083千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）				94,103円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）				61.9%
手当の種類（手当数）				42
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	⑴　牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 ⑵　牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	96千円	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び渉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	10,324千円	⑴　日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） ⑵　東日本大震災に対処するため、引き

				続き５日以上従事した場合は、１日につき840円を⑴の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	15,716千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	5千円	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	3,648千円	日額230円 （警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、690円）
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	5,713千円	１時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	18,153千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生してい	福祉に関する業務		日額850円

	ると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員			
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下４メートル以上の深所等で行う作業	0.3千円	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	0千円	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部健康長寿課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第３項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第１項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の６第１項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	23千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第２条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	0千円	１回5,200円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、１回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業	潜水器具を着用した潜水作業	322千円	⑴　潜水深度20ｍまで１時間310円

	改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター、沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員			⑵　潜水深度30ｍまで１時間780円 ⑶　潜水深度30ｍ超１時間1,500円 （劣悪な環境下の場合は、１時間につき310円を加算）
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	854千円	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 ⑴　航空機の操縦業務 ⑵　航空機の整備業務 ⑶　前２号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	4,811千円	⑴　１時間5,100円 ⑵　１時間2,200円 ⑶　１時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 ⑴　銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） ⑵　銃器を所持する犯人逮捕の作業 ⑶　⑴に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑷　⑵に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑸　銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策にお	3千円	⑴　日額1,640円 ⑵　日額1,100円 ⑶　日額1,100円 ⑷　日額820円 ⑸　日額820円

		ける身辺警戒及び固定警戒の作業		
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	798千円	１回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	52,603千円	１体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 ⑴　遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（⑵に掲げる業務を除く。） ⑵　遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 ⑶　遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 ⑷　遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	2,252千円	⑴　日額820円（船長、機関長等は日額1,750円） ⑵　日額1,640円（船長、機関長等は日額3,500円） ⑶　日額410円（船長、機関長等は日額870円） ⑷　日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 ⑴　航海実習における指導の業務 ⑵　停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）		⑴　日額2,750円 ⑵　日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	⑴　下水道施設における汚泥等の処理作業 ⑵　汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 ⑶　汚泥等の採取作業	325千円	日額450円（４の作業に従事した場合、日額290円）

		⑷　汚泥等の化学試験及び検査作業		
防疫等作業手当	職員	⑴　感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 ⑵　家畜伝染病予防法第２条に規定する家畜伝染病（口蹄（てい）疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 ⑶　職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。 ⑷　家畜伝染病予防法第２条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽（そ）、ブルセラ病及び鼻疽（そ）に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 ⑸　動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業 ⑹　新型コロナウイルス感染症に対処するため、アからエに掲げる区域で行うカからコまでに掲げる業務 【区域】 ア　病院、診療所又は宿泊施設（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の療養等を行うための宿泊施設） イ　新型コロナウイルス感染症の患者等が前号に掲げる施設への移動に際して使用	1,052千円	⑴　日額290円 ⑵　日額380円（牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） ⑶　日額290円 ⑷　日額290円 ⑸　日額290円 ⑹　日額4,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行うもの） 日額3,000円（上記以外のもの）

		する施設 ウ　新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送に使用する自動車、船舶又は航空機 エ　女性相談所（一時保護所に限る。）、若夏学院、児童相談所（一時保護所に限る。）警察施設（留置施設及び保護所に限る。） 【業務】 カ　新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業 キ　新型コロナウイルス感染症の患者等に対する積極疫学調査（対面による場合に限る。） ク　新型コロナウイルス感染症の患者等に対する検体の採取の作業 ケ　作業場所の要件に該当する施設等の消毒の作業 コ　作業内容の要件に該当する作業に従事したものが着用した感染防止の用に供する衣類の消毒の作業		
	⑴　保健所に所属する運転士 ⑵　家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	⑴　感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 ⑵　家畜伝染病予防法第２条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		日額290円

有害薬物取扱等手当	⑴　農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員 ⑵　保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	⑴　毒物及び劇物取締法第２条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業 ⑵　医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	255千円	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	9,197千円	日額750円 （業務が午後６時以降の場合、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後６時以降の場合、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	31,172千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	5,110千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,136千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並び	2,849千円	⑴　現場　日額560円 ⑵　内勤　日額280円

		に理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業		
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	46,020千円	日額340円 （東日本大震災に対処するため、引き続き５日以上従事した場合は、１日につき840円を加算）
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	98,707千円	⑴　深夜の全部の勤務 １回980円 ⑵　２時間以上の勤務 １回650円 ⑶　２時間未満の勤務 １回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療政策課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	0千円	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の２の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	4,730千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,923千円	１時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校のの高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	93千円	授業１時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	52,463千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額 （滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加

				算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	536,540千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が４時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が４時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法第３条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	289千円	日額230円
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病害虫の発生予察及び防除指導の業務	1,664千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	134千円	日額700円

夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	114千円	１回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	117,195千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	285千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警衛の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後５時以降において２時間以上従事した場合に限る）	147千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後５時以降において２時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	61,136千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	497千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 ⑴　東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） ⑵　東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟	0千円	⑴　日額20,000円 ⑵　日額5,000円

		内） (3) 警戒区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 警戒区域に設定することとされた区域（屋内） (5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋外） (6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋内）		(3) 日額10,000円（東京電力(株)福島一原子力発電所を中とする半径３kmの円の区域の場合は、20,000円を加算） (4) 日額2,000円 (5) 日額5,000円 (6) 日額1,000円 (1)又は(5)について、作業に従事した時間が１日について４時間に満たない場合は、支給額の６割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	0千円	日額20,000円以内

備考　新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例(6)は、令和２年７月31日に公布された「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和２年沖縄県条例第39号）」により、令和２年２月１日から適用されている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	3,324,945千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	419千円
支給実績（平成30年度決算）	3,069,585千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	388千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等　月額6,	同じ	－	3,082,382千円	271,839円

	500円 ⑵子　月額10,000円（なお、16歳から22歳の子１人につき5,000円加算）				
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額23,000円以下の職員　家賃の月額から12,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額23,000円を超える職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１	同じ	－	2,662,825千円	278,218円
通勤手当	通勤距離が２km以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,934,737千円	92,824円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	－	287,717千円	543,308円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,050,785千円	668,438円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 ⑴　医師又は歯科医師　月額414,800円以内（35年間漸減しながら支給） ⑵　獣医師　月額30,000円以内（10年間漸減しなが	異なる	獣医師に支給なし	101,367千円	1,178,686円

	ら支給）				
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ４％から25％までの割合を乗じた額	同じ	―	758,473千円	598,165円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後３年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は６年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後４年間は４％から６％まで、５年目は４％、６年目は２％の割合を乗じた額	同じ	―		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、学校に応じ８％から25％までの割合を乗じた額			1,332,511千円	779,246円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後３年間（任命権者が必要と認める場合は６年間）支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動後５年間は４％、６年目は２％の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	―	582,934千円	170,848円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	―	217,008千円	112,265円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務１回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）	同じ	―	493,369千円	185,966円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によ	同じ	―	16,041千円	139,487円

	り週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ⑴　大学の学長を除く管理職員　１回4,000円から12,000円まで ⑵　大学の学長　１回18,000円				
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額	／	／	915,361千円	57,982円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 ⑴　管理職員　給料月額の２％又は４％ ⑵　管理職員以外の職員　給料月額の３％又は６％	／	／	50,831千円	235,329円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の２分の１以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の６％（定時制通信教育手当を受ける者は４％）	／	／	124,153千円	240,141円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 ⑴　管理職員　給料月額の４％ ⑵　管理職員以外の職員　給料月額の８％	／	／	30,553千円	272,795円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。１日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額	／	／	0千円	0千円

５　特別職の報酬等の状況（令和２年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料	知事	1,230,000円
	副知事	970,000円
報酬	議長	980,000円
	副議長	840,000円
	議員	750,000円
期末手当	知事 副知事	（令和元年度支給割合）　3.10月分
	議長 副議長 議員	（令和元年度支給割合）　3.10月分

退職手当	知　　事 副　知　事	（算定方式） 123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	（１期の手当額） 2,952万円 1,955万円	（支給時期） 任期毎 任期毎

（注）　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

６　職員数の状況

⑴　部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 令和元年	職員数 令和２年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	42	42	0	○ウチナーンチュ大会及び国民文化祭の開催準備への対応に伴う総務・企画部門の増 ○事務の統廃合による配置減等に伴う農林水産部門の減 ○首里城復興対応に伴う土木部門の増 ○児童相談所の体制強化に伴う民生部門の増 ○全国育樹祭対応業務の終了に伴う衛生部門の減
		総務	754	776	22	
		税務	171	171	0	
		労働	92	89	△3	
		農林水産	885	874	△11	
		商工	265	265	0	
		土木	721	731	10	
		民生	418	431	13	
		衛生	574	560	△14	
		小計	3,922	3,939	17	（参考：人口10万人当たり職員数　266人）
	教育部門		14,366	14,399	33	○学級数増に伴う増
	警察部門		3,077	3,219	142	○離島国境警備隊の創設に伴う増
	小　計		21,365	21,557	192	（参考：人口10万人当たり職員数 1,455人）
公営企業会計部門等	病院		2,825	2,887	62	○周産期医療提供体制の整備等に伴う増
	水道		223	225	2	○水道広域化等による業務増に伴う増
	下水道		69	70	1	○欠員補充
	その他		29	30	1	○休職等職員の配置増
	小　計		3,146	3,212	66	
合　　計			24,511 [27,803]	24,769 [28,095]	258 [292]	（参考：人口10万人当たり職員数 1,672人） R2年1月1日現在　1,481,547人 (住民基本台帳人口)

備考　1　職員数は一般職に属する職員数である。

2　[　　　] 内は、条例定数の合計である。

⑵　年齢別職員構成の状況（令和２年４月１日現在）

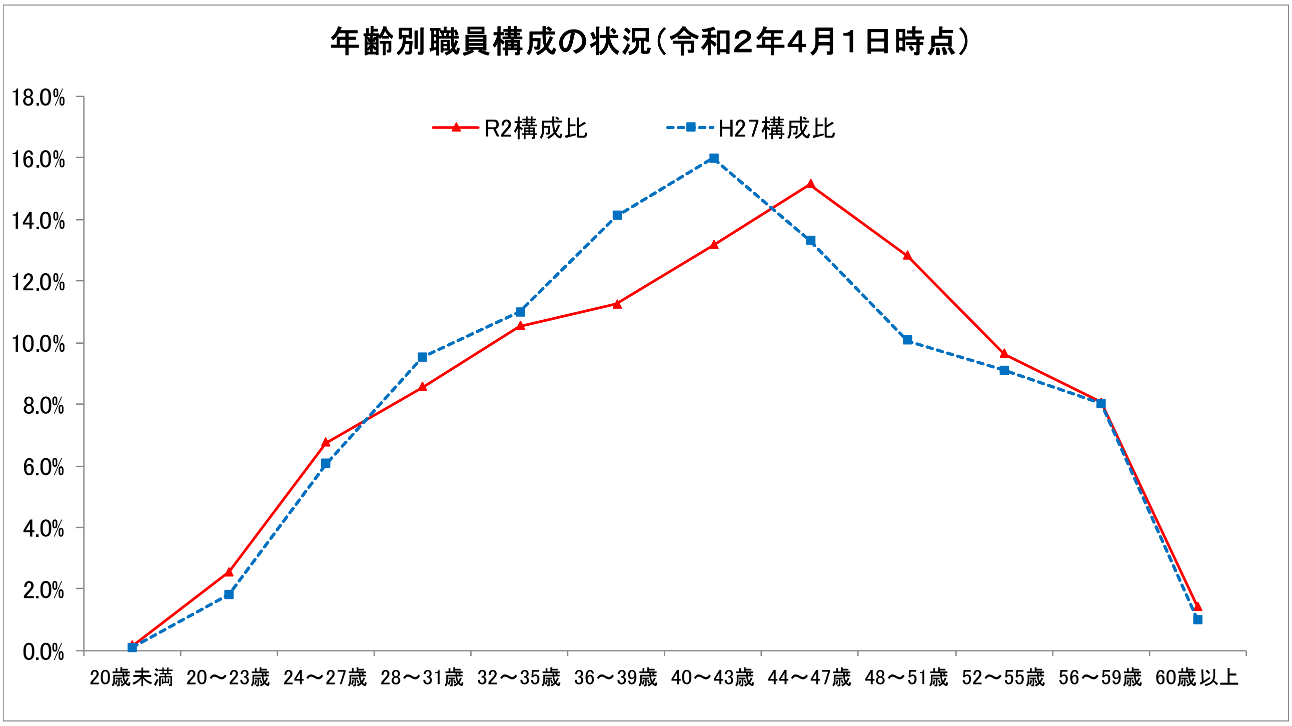

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 38	人 630	人 1, 670	人 2, 119	人 2, 612	人 2, 783	人 3, 263	人 3, 751	人 3, 175	人 2, 388	人 1, 994	人 346	人 24, 769

⑶　職員数の推移

（単位：人・%）

年　度 部門別	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	3, 849	3, 906	3, 920	3, 911	3, 922	3, 939	90（　2. 3%）
教育	13, 825	13, 957	14, 151	14, 252	14, 366	14, 399	574（　4. 2%）
警察	2, 920	2, 962	3, 060	3, 070	3, 077	3, 219	299（ 10. 2%）
消防							
普通会計計	20, 594	20, 825	21, 131	21, 233	21, 365	21, 557	963（　4. 7%）
公営企業等会計	2, 971	2, 969	3, 006	3, 112	3, 146	3, 212	241（　8. 1%）
総合計	23, 565	23, 794	24, 137	24, 345	24, 511	24, 769	1, 204（　5. 1%）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

⑴　水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B÷A	（参考） 平成30年の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 27, 779, 652	千円 911, 064	千円 1, 711, 394	% 6. 4	% 6. 4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費305,627千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				１人当たり給与費 B/A	参考）都道府県平均１人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	人 222	千円 883,930	千円 225,009	千円 256,790	千円 1,365,729	千円 6,152	千円 6,958

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数は、令和２年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項
なし。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	43.45 歳	350,347 円	518,666 円
団体平均	43.5 歳	361,318 円	578,084 円
事　業　者	－ 歳		－ 円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況
ア　期末手当・勤勉手当

沖　縄　県	団体平均
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,557 千円	１人当たりの平均支給額（令和元年度） 1,679千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 (1.45)月分　(0.9)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５％から20%まで 管理職加算　10%	

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

沖　縄　県	団体平均
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.58688月分 勤続25年　28.0395月分　33.27095月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709　月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％から45%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額 －　千円　23,594千円	１人当たり平均支給額 14,927千円

備考　退職手当の１人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			983千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			327,748円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
埼玉県和光市	16.0％	1人	16.0％
大阪府枚方市	10.0％	1人	－

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）				2,045千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）				19,111円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）				45.0％
手当の種類（手当数）				5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	193千円	１時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	28千円	日額600円（ただし、午後６時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,426千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	116千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	48千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	79千円	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	0千円	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	150千円	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	4千円	日額230円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	101,382 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	499 千円
支給実績（平成30年度決算）	101,103 千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	493 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者　月額6,500円（企業職７級以下）月額3,500円（企業職８級以下） ⑵　子　月額10,000円（なお、16歳から22歳の子１人につき5,000円加算） ⑶　父母等　月額6,500円（企業職７級以下）月額3,500円（企業職８級以上）	同じ	ー	37,603千円	278,537円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額23,000円以下の職員　家賃の月額から12,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額23,000円を超える職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１	同じ	ー	28,735千円	302,477円
通勤手当	通勤距離が２km以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	ー	37,278千円	161,376円

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	－	924千円	462,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲の額	同じ	－	13,442千円	746,800円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務１回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円まで範囲の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務１回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲の額。	同じ	－	20千円	10,000円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	－	13,102千円	137,917円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	－	6,627千円	194,912円

⑵　工業用水道事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B÷A	（参考） 平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 604,473	千円 39,031	千円 25,873	％ 4.3	％ 4.1

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費7,341千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費　B÷A	（参考） 都道府県平均1人当たりの給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	4人	千円 15,316	千円 3,758	千円 4,047	千円 23,121	千円 5,780	千円 6,577

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。

2　職員数は、令和２年３月31日現在の人数である。

イ　特記事項

なし。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	40.5 歳	322,075 円	493,499 円
団体平均	44.2 歳	351.473 円	547,053 円

備考　表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

沖　縄　県	団体平均
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,416千円	1人当たりの平均支給額（令和元年度） 1,620千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　2.60 月分　(1.45)月分 勤勉手当　1.85 月分　(0.9)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　５％から20%まで 管理職加算　10%	

備考　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

沖　縄　県	団体平均
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続20年　19.6695月分　24.58688月分 勤続25年　28.0395月分　33.27095月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 （２%から45%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） 1人当たり平均支給額 ー　千円　0千円	1人当たり平均支給額 5,995千円

備考　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）	0千円

支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	0円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
埼玉県和光市	16.0％	0人	16.0％
大阪府枚方市	10.0％	0人	－

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			2千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			687円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）			75.0％	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年決算）	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	0千円	１時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	0千円	日額600円（ただし、午後６時以降1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替性勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	0千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	0.3千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	1千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業等	0.4千円	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	0千円	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	0千円	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	0.4千円	日額230円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	2,499千円

職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	625千円
支給実績（平成30年度決算）	2,639千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	660千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者　月額6,500円（企業職７級以下）月額3,500円（企業職８級以上） ⑵　子　月額10,000円（なお、16歳から22歳の子一人につき5,000円加算） ⑶　父母等　月額6,500円（企業職７級以下）月額3,500円（企業職８級以上）	同じ	－	318千円	159,000円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額23,000円以下の職員　家賃の月額から12,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額23,000円を超える職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１	同じ	－	0千円	0円
通勤手当	通勤距離が２㎞以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	－	957千円	239,200円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身	同じ	－	0千円	0千円

	で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲の額	同じ	―	0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合や、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に勤務１回につき当該職員に対して支給。 ⑴　週休日等に勤務した場合 6,000円から12,000円まで ⑵　週休日等以外の日に勤務した場合 3,000円から6,000円まで	同じ	―	0千円	0千円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第７条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	―	136千円	45,371円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	―	0千円	0千円

⑶　病院事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B÷A	（参考）平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	千円 58,779,688	（純損失）　千円 374,302	千円 33,126,477	％ 56.4	％ 58.2

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費０千円を含まない。

		給　与　費		（参考）

区分	職員数 A	給　　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	１人当たり給与費　B÷A	都道府県平均１人当たりの給与費
令和元年度	人 2,930	千円 11,706,413	千円 7,577,759	千円 4,347,174	千円 23,631,346	千円 8,065	千円 7,682

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　　２　職員数は、令和２年３月31日現在の人数である。

②　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和２年４月１日現在）

区　　分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖　縄　県	40.6 歳	332,947 円	672,109 円
医　　師	43.8 歳	541,925 円	1,685,460 円
看 護 師	39.8 歳	299,319 円	514,208 円
事務職員	45.2 歳	324,478 円	538,630 円
団 体 平 均	40.6 歳	348,100 円	633,464 円
医　　師	45.2 歳	568,569 円	1,454,715 円
看 護 師	39.3 歳	311,575 円	510,182 円
事務職員	43.2 歳	348,357 円	564,341 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

沖　　縄　　県	団体平均
１人当たり平均支給額（令和元年度） 1,484千円	１人当たりの平均支給額 1,592 千円
（令和元年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 (1.45)月分　(0.9)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役 職 加 算　５％から20%まで 管理職加算　10%	

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和２年４月１日現在）

沖　縄　県	団体平均
（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075 月分 勤続35年　39.7575月分　47.709　月分 最高限度額　47.709 月分　47.709　月分 その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％から45%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給　無　） １人当たり平均支給額	１人当たり平均支給額

2,460千円	20,983千円	6,417千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			330,157千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			887,519円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	372人	16.0％	－％

エ　特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）				847,770千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）				334,822円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）				86.4％
手当の種類（手当数）				11
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第２項及び第３項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	87千円	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前５時まで)において行われる看護等の業務	545,035千円	１　深夜の全部の勤務　１回6,800円 ２　４時間以上の勤務　１回3,300円 ３　２時間以上４時間未満の勤務　１回2,900円 ４　２時間未満の勤務　１回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する１時間以上の業務	5,440千円	１回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	60千円	日額5,000円

	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		18千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられた時の業務	5,328千円	１時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	249,860千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	4,800千円	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	22,460千円	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	6,983千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	185千円	１　深夜の全部の勤務　１回980円 ２　２時間以上の勤務　１回650円 ３　２時間未満の勤務　１回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者の搬送業務	0千円	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	0千円	日額230円
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。	570千円	日額15,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	3,199,311千円
職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,109千円
支給実績（平成30年度決算）	3,082,555千円
職員１人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	1,092千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ⑴　配偶者、父母等　月額6,500円 ⑵子　月額10,000円 （なお、16歳から22歳の子１人につき5,000円加算）	同じ	－	355,737千円	263,119円
住居手当	１　住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 ⑴　家賃が月額23,000円以下の職員　家賃の月額から12,000円を控除した額 ⑵　家賃が月額23,000円を超える職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） ２　単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居　１に掲げる額の２分の１	同じ	－	395,378千円	277,264円
通勤手当	通勤距離が２km以上の職員に支給 ⑴　バス等の交通機関を利用する職員　運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、２分の１の加算 ⑵　自家用車を利用する職員　距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	－	194,017千円	91,216円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	－	49,235千円	631,215円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	—	48,388千円	1,075,289円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 ⑴　医師又は歯科医師 月額344,500円以内（35年間漸減しながら支給） ⑵　精神科を本務とする医師 月額365,600円以内（35年間漸減しながら支給）	異なる	医師又は歯科医師　月額343,500円（精神科を本務とする医師にあっては、364,600円）以内（35年間漸減しながら支給	1,328,413千円	3,590,306円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ４％から25％までの割合を乗じた額	同じ	—	347,771千円	540,857円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後３年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は６年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後４年間は４％から６％まで、５年目は４％、６年目は２％の割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した職員に支給。勤務１時間につき１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	400,164千円	216,188円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務１回につき4,200円	同じ	—	1,619千円	95,247円